

## 小山地区ふれあい広場利用規約

(目的)

第1条 この規約は、小山地区ふれあい広場管理運営委員会規約に基づいたふれあい広場管理運営を円滑に行なうため、利用者登録制度の事務の取扱い並びに、ふれあい広場利用に必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者登録の申請)

第2条 小山ふれあい広場（以下「広場」という）の優先利用を希望する団体は、「ふれあい広場利用者登録申請書」に必要事項を記入し、小山地区ふれあい広場管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という）に提出しなければならない。

(利用者登録の決定及び個人情報の取り扱い)

第3条 管理運営委員会が前条第1項の申請を受けた場合において、適当と認めるときは、当該団体の利用者登録を行うとともに、当該団体にその旨を通知するものとする。

2 管理運営委員会は、利用者登録により収集した個人情報を、ふれあい広場の管理運営以外の目的に使用しないものとする。

(利用者登録の有効期間)

第4条 利用者登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 前項期間中、途中で新規登録された団体については、利用開始日から3月31日までを有効期間とする。

(利用者登録の更新)

第5条 登録者は、翌年度4月からの継続利用を希望する場合、その年の3月末日までに「ふれあい広場利用者登録更新届」に必要事項を記入し、管理運営委員会に提出しなければならない。

(利用者登録の変更)

第6条 登録者は、登録された事項に変更が生じた場合は、「ふれあい広場利用者登録変更届」に必要事項を記入し、管理運営委員会に提出しなければならない。

(優先利用予約)

第7条 優先利用予約は、「利用者登録」を行っている団体に限る。ただし、自治会、子ども会（育成会）、老人会、公民館のいずれかが母体団体である団体（以下「地域団体」という）や、公の事業を実施する団体は「利用者登録」を行っていても優先利用予約することができる。

2 優先利用予約は、利用日の2ヶ月前の1日までに利用希望申請書を提出する。申請結果に基づき、管理運営委員会事務局が調整をし、利用団体へ通知する。ただし、「地域団体」や管理運営委員会が必要と認める場合については最優先で利用予約をできる

ものとする。また、締切後に利用団体の予約がない日については、適宜先着順にて受け付ける。

- 3 優先利用予約は、管理運営委員会事務局で「小山地区ふれあい広場 利用希望申請書」を提出する。締切後の利用団体の予約がない日についての予約は「小山地区ふれあい広場 利用予約表」の空欄に、団体名・責任者名・使用人数・連絡先を記入することで行う。いずれの場合にも電話での予約申込みは受け付けない。
- 4 利用予約をキャンセルする場合は、速やかに管理運営委員会事務局へ申し出ること。無断キャンセルが続く場合は、利用予約受付を制限することがある。

(利用時間)

第8条 広場の利用時間は、午前9時から日没までとする。ただし、管理運営委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 優先利用時間枠は次のとおりとする。

(1) 午前(9:00~12:00)

(2) 午後(13:00~18:00)

(広場利用時の鍵の貸出と返却)

第9条 優先利用予約をしている団体へ利用当日に貸し出す鍵は、次のとおりとする。

(1) 扉

(2) 倉庫

(3) トイレ

(4) 散水栓(散水栓の鍵は、申し出があった場合のみ貸し出す)

- 2 鍵を借用できるのは、優先利用予約をしている団体に限る。

- 3 鍵の貸し出しは、広場利用開始時間の15分前以降に、団体の責任者又は代理人に対して行う。団体の責任者又は代理人は、小山公民館の窓口で「小山ふれあい広場 利用予約表」の「鍵の受領者と連絡先」欄に必要事項を記入し鍵を受け取る。

- 4 鍵の返却は、広場利用終了時間の30分後以内に、団体の責任者又は代理人が行う。団体の責任者又は代理人は、小山公民館の窓口で「小山ふれあい広場 利用予約表」の「鍵の返却者」欄に署名し鍵を返却する。

(広場の利用制限)

第10条 広場を利用する者は、次の各号に掲げる利用制限に従わなければならない。

(1) ゴルフ、硬式野球、大人の野球・サッカー・ソフトボールの禁止

(2) 子どもの野球やソフトボール、サッカーの利用内容の制限

ア 子どもの野球・ソフトボールはキャッチボール程度とし、バッティングをしてはならない。

イ 子どものサッカーは、パス練習程度とする。

- ( 3 ) 花火及びたき火の禁止
- ( 4 ) 広場内及び周辺の木材の伐採、植物の採取の禁止
- ( 5 ) 犬等のペットを放す行為の禁止
- ( 6 ) 広場内の設置物（ネット、支柱、倉庫、トイレ等）を破損させる行為の禁止
- ( 7 ) 貼り紙の掲示、立て札の設置の禁止。ただし、管理運営委員会が認めたものを除く。
- ( 8 ) 広場周辺の公道への駐車禁止（終日）
- ( 9 ) 広場内への車やバイク、自転車等の乗り入れの禁止。ただし、道具搬送用車両、作業車両、工事車両等で、管理運営委員会に対して事前に申請し、許可を受けた車両はこの限りではない。許可を受けた車両は、広場内へ駐車する時、管理運営委員会が発行する「駐車許可証」を掲示しなければならない。

（広場利用の注意事項）

第 1 1 条 広場の利用者は、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- ( 1 ) 広場内で大きな音を出したり、大きな声で騒ぐなどの近隣に迷惑をかける行為をしないよう配慮すること。
- ( 2 ) 広場内の設置物（ネット、支柱、倉庫、トイレ等）に故意にボール等をぶつけないこと。
- ( 3 ) 広場利用時に生じたゴミは必ず持ち帰ること。
- ( 4 ) 広場利用者は、利用後に清掃を行い、その都度原状回復に努めること。
- ( 5 ) ボールを使用する際は、ボールがネットを越えて外へ出ないように充分注意すること。
- ( 6 ) 犬等のペットのフンは、飼い主が責任を持って持ち帰ること。

（規約の改定）

第 1 2 条 この規約の条項を改定する場合、もしくは、この規約に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、役員会で協議し決定する。

（その他）

第 1 3 条 管理運営委員会は、広場利用に際して発生した事故に対して、責任は一切負わないものとする。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

ただし、第 8 条第 2 項「優先利用時間枠」は、平成 2 7 年 8 月 1 日より施行する。

ただし、第 7 条第 2 項、第 3 項は、令和 2 年 5 月 3 0 日より施行する。